

報 告 第 8 号

令和7年度公益財団法人キラリ財団決算について
令和7年度公益財団法人キラリ財団決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和8年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘